

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第1号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所管所属：東成区役所

通知日：令和7年5月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>法定点検の実施について改善を求めたもの</p> <p>フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検が実施されていない施設や定期点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 東成区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。</p> <p>2. 東成区役所は、指定管理者が空調設備保守点検を実施している施設について、フロン排出抑制法に基づく点検を保守点検業務仕様書に明記して適切に実施するとともに、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東成区役所・東成区保健福祉センター分館 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・整備記録簿（フロン排出抑制法に基づく簡易点検）様式を作成し、令和6年11月5日より簡易点検を実施し、点検結果については組織内で文書管理システムを用いて供覧することにより、共有と簿冊への確実な保管を行っている。 ・今後においても点検実施が漏れることの無いよう、庁舎管理業務マニュアルに当該項目にかかる記載を行った。 ●東成区民センター <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度については、令和6年12月及び令和7年3月に区役所職員による簡易点検を実施し、点検結果について記録・保存し、組織内にて供覧を実施した。 ・令和7年度以降については、令和7年4月の年度協定書締結時の業務仕様書に「定期点検の記録・保存」及び「簡易点検の実施と記録・保存」について明記し、指定管理者の業務として明確なものとした。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東成区民センター <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降については、令和7年4月の年度協定書締結時の業務仕様書に「定期点検の記録・保存」及び「簡易点検の実施と記録・保存」について明記し、指定管理者の業務として明確なものとした。 ・指定管理者と担当職員での定期協議（概ね月1回実施）の場において、本件の実施状況等について報告及び提出を受けていく。 	措置済	令和7年4月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>日常点検の実施方法について改善を求めたもの</p> <p>日常点検について、定期確認を実施した記録である日常点検チェックシートが保存されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 東成区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東成区役所・東成区保健福祉センター分館 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月1日に実施した定期確認より日常点検チェックシートを活用し、文書管理システムを用いて点検結果を組織内で供覧することにより、共有と簿冊への確実な保管を行っている。 ・今後においても点検実施が漏れることの無いよう、庁舎管理業務マニュアルに当該項目にかかる記載を行った。 ●東成区民センター <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度については、令和7年3月に区役所職員により日常点検チェックシートを用いた定期確認を実施し、供覧を行った。 ・令和7年4月の年度協定書締結時の業務仕様書に「日常点検チェックシートの使用と保存」について明記し、指定管理者の業務として明確なものとした。 ・指定管理者と担当職員での定期協議（概ね月1回実施）の場において、本件の実施状況等について報告及び提出を受けていく。 ●共通 <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員に日常点検の実施方法・必要性を理解させるため、区監査担当者と各施設担当者で協議を行い、各施設の独自マニュアルを整備する等、今後も日常点検が確実に継続的に実施されるよう認識を共有した。 	措置済	令和7年4月1日
3	<p>施設カルテの整備について改善を求めたもの</p> <p>施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。</p> <p>【指摘事項】 東成区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共通 <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員に施設カルテの整備・更新の重要性について再認識させるため、区監査担当者と各施設担当者で協議を行った上で、令和6年度分については直営、令和7年度以降については包括管理業務委託事業者と連携して随時確認・管理を行うこととし、令和6年度分について入力内容の整備を行った。 ・各施設担当課の管理職を含む施設カルテ確認用のteamsグループの作成及び対応予定等今後の状況を盛り込んだ施設カルテのデータのアップロードを令和7年3月24日に行い、そのデータを複数名で定期的に確認を行う仕組みを構築した。 ・今後においても定期的な確認が漏れることの無いよう、庁舎管理業務マニュアルに当該項目にかかる記載を行った。 	措置済	令和7年3月24日